

# 9月3日(日)は総合防災訓練

## 羽村市メール配信サービスに登録しよう

メール配信サービスは、災害発生時などに携帯電話やパソコンに、緊急かつ特別な情報をお知らせするサービスです。

そのほか、防犯情報やイベント情報などのカテゴリごとに、必要な情報のみを選んで受信することができます。

登録は無料です。ただし携帯電話の場合、メールの受信にかかる通信料（パケット通信料）は登録者の負担となります。

### 携帯電話からの登録手順 ▶▶▶

#### ① メールを送る

方法① 宛先に [hamura@entry.mail-dpt.jp](mailto:hamura@entry.mail-dpt.jp) を入力しメール（タイトル・本文未記入）を送信する。

方法② 右のQRコードを読み取り、新規メール作成画面からメール（タイトル・本文未記入）を送信する。

#### ② 本登録用URLをクリック

メール送信後すぐに返信される「仮登録受付メール」の本文内にあるURLをクリックし、30分以内に本登録を行う。



▲登録用 QR コード

#### ③ 受信を希望する項目をチェック

サイトポリシーを確認・同意した後に、受信したい情報（カテゴリ）を選んで登録する。

#### ④ 登録完了

登録完了メールが届けば登録完了。

※迷惑メール対策をしている場合は、登録前に、次のアドレスからのメールを受信できるように設定してください。

✉ [mail@city.hamura.tokyo.jp](mailto:mail@city.hamura.tokyo.jp)

問合せ 広報広聴課広報係④ 339



## 訓練は次のように進めよう！

### ① まずわが身の安全

地震が起きたら、まずシェイクアウト（※）を行いましょう。丈夫なテーブルや机の下にもぐるなど、「わが身」を守る行動が大切です。家庭や職場でさまざまな状況を想定して訓練をしてください。

### ※シェイクアウトとは

地震発生時に

#### (1) 姿勢を低くする

#### (2) 頭・体を守る

#### (3) 摆れが収まるまでじっとする

という3つの行動をとることです。

シンプルですが、非常に重要な行動です。子どもから大人まで誰でもできる基本的な安全行動とされています。

### ② 地震の始末

地震発生直後、身の安全を確保したら、次は火の始末です。電気を切り、ガス栓などを閉めて、火を出さないための訓練をしてください。

### ③ 実災害を想定した避難訓練

地震により避難の指示が出た場合や、近隣で火災が延焼し始めた時など避難が必要な場合に備え、家族で避難経路や連絡方法を確認し、一時集合場所へ避難所へ避難しましょう。

地震発生直後、身の安全を確保した後、火の始末です。電気を切り、ガス栓などを閉めて、火を出さないための訓練をしてください。

### ③ 実災害を想定した避難訓練

地震により避難の指示が出た場合や、近隣で火災が延焼し始めた時など避難が必要な場合に備え、家族で避難経路や連絡方法を確認し、一時集合場所へ避難所へ避難しましょう。

地震により避難の指示が出た場合や、近隣で火災が延焼し始めた時など避難が必要な場合に備え、家族で避難経路や連絡方法を確認し、一時集合場所へ避難所へ避難しましょう。

### ④ 自主防災組織の訓練に参加

各町内会・自治会の自主防災組織では、避難途中での災害に対応する訓練をはじめ、応急救護訓練や初期消火訓練、また、災害時に支援を要する方（避難行動要支援者）への対応などの訓練を行います。

こうした訓練に毎年参加し繰り返し体で動きを覚えて、自分自身の防災行動力や、家族や近所の人との助け合いの防災意識を高めましょう。

### ⑤ 外出先から帰れないことも

東京都帰宅困難者対策条例の規定により、災害時には混乱を防止する観点から、むやみに移動を開始せず、職場や外出先に一定期間待機することとなります。

また、安全確保後も交通機関の混乱などから、徒歩による帰宅も想定されます。こうした事態に備え、普段から歩いて帰宅する経路を確認しておきましょう。また、職場や外出先にとどまつても安否確認ができるよう、災害用伝言ダイヤル（☎ 171）や携帯電話「災害用伝言板」の利用方法、家族や親戚などへの連絡手段をあらかじめ家族で話し合っておきましょう。

# 災害時の避難行動要支援者制度

問合せ 危機管理課危機管理係(内) 217

## 避難行動要支援者制度とは

されます。

災害時に、高齢者、障害者などの要配慮者のうち、特に避難支援が必要な方（避難行動要支援者）の名簿を市が事前に作成し、災害時の安否確認や避難誘導などに役立てる制度です。

## 避難行動要支援者名簿の登録

名簿登録する対象者は、災害対策基本法に基づき、あらかじめ市の地域防災計画で定め、名簿情報は災害時に必要な範囲内で避難支援等関係者へ配布されます。また、本人の同意が得られた場合は、避難支援等関係者へ災害が発生する前から配布（事前配布）し、平常時からの見守りや避難訓練など、防災活動に生かされます。

市では、昨年度まで、自主的に申請した方を災害時要援護者として名簿登録していましたが、現在、この避難行動要支援者制度への移行および整備を推進しています。

※事前配布の同意を得た方の名簿情報は、9月3日(日)に行う羽村市総合防災訓練で、町内会・自治会が行う避難誘導や安否確認などの訓練に活用

市内に居住し、次のいずれかに該当する方です。（施設入所の方、長期入院の方は除く）。

①75歳以上で構成する世帯の方

②介護保険制度の要介護3以上の方

③身体障害者手帳1級または2級の方

④愛の手帳1度または2度の方

⑤精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方

⑥難病指定を受けている方で、避難するための支援が必要な方

⑦そのほか避難について支援が必要と市長が認めた方

※①～⑥に該当しない方でも、避難支援が必要な方は、危機管理課に問い合わせてください。

## 名簿の記載事項

災害対策基本法に基づき避難支援などに役立てる情報として「氏名・生年月日・性別・住所・連絡先・避難支援の理由」などの事項を記載します。

## 避難支援等関係者（名簿情報）を提供する機関

町内会・自治会、自主防災組織、民生活・児童委員、羽村市社会福祉協議会、羽村市消防団、羽村市交通安全推進委員会、福生警察署、福生消防署など

※災害時は、本人の同意が得られないなくても必要な範囲内で名簿情報を提供する場合があります。

## 新たな名簿登録対象者の方へ通知を送付します

新たに避難行動要支援者名簿の登録対象者となる方へ、12月以降に制度の案内、名簿情報の確認および避難支援等関係者への事前提供についての同意確認書の送付を予定しています。

後日、改めて広報はむらでお知らせします。不明な点がありましたら、危機管理課へ問い合わせてください。

## 制度のイメージ

